

すすめるために 人権文化を



わたしの思いとあなたへの気づきが
未来の命を育む

兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL:078-362-9135 FAX:078-362-4266
<http://web.pref.hyogo.jp/>

公益財団法人兵庫県人権啓発協会
〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号
TEL:078-242-5355 FAX:078-242-5360
<http://www.hyogo-jinken.or.jp/>

平成27年3月発行

人権啓発テキスト
兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会



はじめに



少子高齢化や情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様化などにより、人権課題はますます多岐にわたり複雑化しています。女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人などの問題に加え、近年は、子どもへの虐待やいじめ・体罰の問題が大きな社会問題となり、また、インターネットを悪用した人権侵害や、いわゆるヘイストスピーチなどの新たな人権問題も生じています。

その背景には、心の拠り所である家庭や地域における連帯感の喪失が進み、いわゆる無縁社会と呼ばれるような他人への無関心や近所づきあいの希薄化、地域の見守りや支え合う力の低下などがあると言われています。

多様性や個性を重視する成熟社会を迎えた今、人や地域がそれぞれの個性を認め、連帯する共生社会づくりが求められているのではないかでしょうか。

兵庫県においては、「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」のもと、平成16年度から、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざして、「人権文化をすすめる県民運動」を展開し、人権尊重の視点に立ったさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

人権について理解を一層深めていただくために、この度、この『人権文化をすすめるために』を改定しました。家庭や学校、職場、地域において積極的に活用し、県民の皆様一人ひとりが人権感覚を磨き、人権意識を高めていただくことを願っています。

阪神・淡路大震災から20年を迎え、創造的復興の歩みの中で私たちは、人と人、人と地域、地域と地域とのつながりの大切さを学びました。つながりは新たな活力を育み、更なる兵庫の元気を生み出します。私たち県民すべてがお互いを大切にする気持ちをもち、だれもが自分のもてる能力や個性を發揮し、いきいきと暮らす、成熟社会にふさわしい「安全元氣ふるさと兵庫」の実現をめざしていきましょう。

平成27年3月

兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会

はじめに	2
1 人権文化について	4
「人権文化をすすめる県民運動」について	
2 人権の発展	8
人権のはじまりと広がり	
3 人権への取組	10
国際社会における取組	
日本の取組	
兵庫県の取組	
4 日本国憲法で保障されている基本的人権	14
自由に生きる権利(自由権)／平等の権利	
人間らしく生きる権利(社会権)	
参政権／請求権	
5 さまざまな人権	17
女性／子ども／高齢者／障害のある人／同和問題	
アイヌの人々／外国人／HIV感染者・ハンセン病患者等	
刑を終えて出所した人／犯罪被害者等	
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	
ホームレス／性的指向／性同一性障害者	
人身取引(トラフィッキング)	
6 日常生活における人権	32
家庭と人権／学校と人権／職場と人権	
地域と人権／インターネットと人権／災害と人権	
7 人権文化をすすめるために	38
人権課題に共通する意識(偏見や差別意識)について	
人権感覚を磨きましょう	
日々の行動から取り組みましょう	
8 資料編	41
日本国憲法(抄)	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針の骨子	
人権関係年表(国内)	
兵庫県の主な人権相談窓口	

1

人権文化について

「人権文化をすすめる県民運動」について

人権文化

「人権」とは、人と人がお互いの違いを認めて、人間が人間らしく幸せに生きていくための大切な権利であると言われています。

県では、日常生活の中で、人権尊重を自然に態度や行動として表すことが文化として定着している社会をめざしています。

私たちの日常生活では、畳の上で生活することや、箸を使って食事をすることが普通に行われていて、特に意識することはありません。人権というのも同じようにすぐ身近なところにあり、意識せずとも日常の行動において自然な形であらわれるようになればいい、そんな願いが「人権文化」という言葉に込められています。

例えば、混んだ電車やバスでお年寄りや身体に障害のある人に出会ったとき、声をかけたり、自然に席を譲る行動をとることであり、雨の日に、車で走行中に歩行者を見かけたとき、車のスピードを落として、泥水がかからないように相手のことを考えた行動をとることなどで、むずかしいことではありません。

人権文化をすすめる県民運動

このような「人権文化」の考えが広く定着するように、県が市町とともに推進している啓発活動です。

以下のような取組があります。



人権啓発フェスティバル・ 人権のつどい

講演会、コンサート、体験コーナー、展示や交流等のさまざまな催しによる学びや気づきを通して、人権を身近に感じ、大切なものとして日常生活の中での実践につなげるため、8月の「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間の主要行事として、人権啓発フェスティバルを開催しています。

また、人権週間（12月4日～10日）には、講演会やミニコンサート等による人権のつどいを開催しています。

人権文化を
すすめる
県民運動



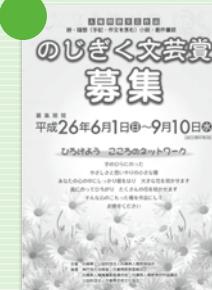
人権研修

県・市町職員や企業経営者、警察・消防職員、医療・福祉関係従事者などを対象とした人権研修を実施しているほか、県内の住民学習会やPTA研修会、企業の研修会などに人権研修講師を派遣し、人権意識の普及・高揚を図っています。



人権問題 文芸作品公募

人権に関する文芸作品を募集し、優れた作品については表彰し、作品集として発行するほか、啓発資料として活用しています。



人権啓発広報

「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間や「人権週間」の意義等を県民に周知・啓発するため、人権情報誌の作製やマスメディア等の広報媒体を活用した広域的な啓発を推進しています。



スポーツチーム等と 連携・協力した人権啓発活動

人権をより身近に感じるとともに、スポーツを通して互いに協力することや思いやりなどの大切さを感じ、人権意識の高揚を図るために、著名なスポーツチーム等と連携・協力して人権啓発活動を行っています。

市町での取組

県内各地で、さまざまな取組が行われています。その一部を紹介します。



市町の取組 1 [講演会:小野市] 心あったかフォーラム

小野市では、小野市いじめ等防止条例にもとづき、「いじめこそ、あらゆる人権侵害の根源である」と考え、6月と11月に「ONOいじめ等防止ウィーク」を設け啓発を行っています。この防止ウィーク関連事業として「心あったかフォーラム」を開催しています。

平成26年度は、小野市男女共同参画センターと連携して開催しました。オープニング演奏、中学生人権作文コンテスト表彰、人権作文入賞者による弁論が行われました。会場には、心あったか人権ポスター・三行詩の入賞

作品が展示されました。人の生き方、家族のあり方、地域の絆などについて共に考える機会となりました。

■小野市人権教育研究協議会
☎0794-63-1243



市町の取組 2 [講演会:新温泉町] 人権を考えるつどい

新温泉町では、人権啓発推進条約制定の「まち」として、「なくそう差別 守ろう人権 みんなの21世紀」をスローガンに、毎年8月を「差別をなくし人権文化をすすめる町民運動」推進強調月間に定め、町民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、誇りを持って暮らせるまち、地域づくりに取り組んでいます。

その主な事業の一つとして「人権を考えるつどい」があります。平成26年度は、人権標語・ポスターのパネル展示や表彰式、講演会などを行いました。

また、浜坂駅前では、たそがれコン

サートや街頭啓発パレードを行うなど、町全体で人権意識の高揚を図っています。

■新温泉町教育委員会生涯教育課
人権推進室 ☎0796-82-3328



市町の取組 3 [研修会:三田市]

人権を学ぶ啓発講座 「明日を幸せに生きる『私』さがしの旅」

三田市では、人権問題に関心のある住民が、住民の視点で自主的に講座を開くことができるよう、支援しています。住民が主体となることで、地域のリーダーの育成もめざしています。

こうした住民主体の取組は平成16年から続いているが、年間約30の講座が実施され、約500名の参加があります。

テーマは、同和問題、外国人、高齢者、子ども、障害のある人等さまざまですが、企画者会議で全体のバランスが取れるようにご協力いただいています。見やすく理解しやすいチラシの

作成やホームページの活用など、講座の内容等の伝えたい情報が、住民にきちんと届くような手法を企画者と共に考えています。

■三田市まちづくり部人権推進課
☎079-559-5081



市町の取組 4 [啓発冊子:神戸市] 人権について考えてみませんか 『あすへの飛翔』

神戸市では、「みんなにやさしいまち、みんながやさしいまち神戸」をめざした取組の一つとして、命の尊さや共に生きることの大切さを考えもらい、人権尊重意識の高揚を図ることを目的に、啓発冊子『あすへの飛翔』を作成しています。

女性、子ども、高齢者など、私たちのまわりでおこるさまざまな人権課題について、挿絵や写真を用いてわかりやすくまとめており、震災で学んだ命の大切さと助け合う心にも触れながら、



人権について一緒に考えていただきたための啓発冊子です。教育委員会とも相談しながら作成し、一般だけではなく中学生にも配布しています。

■神戸市保健福祉局総務部
人権推進課 ☎078-322-5234

2 人権の発展

人権のはじまりと広がり

人権に対する考え方は、時代や社会の変化について、多様になってきています。幸せを求める人間らしい生活を守ろうとする人々の願望が、権利意識を高めてきました。

初めての人権宣言

「人権」という考え方のルーツは、17世紀頃からヨーロッパを中心に見られます。国王が権力を握る専制政治を倒そうとする民衆の動きが生まれ、市民革命へと発展しました。

その典型がフランス革命です。そして、世界で初めての人権宣言である「フランス人権宣言」(1789年)が生まれました。この中で、人間であれば、だれもが生まれながらにてもっている権利、つまり人権の不可侵性とその尊重が宣言されました。

広がる人権

フランス人権宣言で宣言された人権は、当時の社会状況を反映して、国家によるさまざまな制限から個人を解放することを目的とする「自由権」を中心でした。

その後、人権は、多くの人権宣言や各国の憲法などに取り入れられるようになりますが、その内容は時代や社会の変化とともに広がりを見せはじめています。

①自由権

最初に主張された人権の内容は、「自由権」、「自由権的基本権」と言われる権利で、表現の自由や信教の自由、職業選択の自由、居住・移転の自由といった、個人が国家の制限から自由であることにより実現される権利です。

②社会権

時代が下り、自由権と区別され主張されるようになった権利は、国家が積極的に個人に対して保障する権利で、「社会権」、「社会権的基本権」、「生存権」などと言われる権利です。具体的には、社会保障を受ける権利、教育を受ける権利、労働基本権などの、人として最低限度の生活を営むことを保障する権利であり、社会的平等を保障する権利のことです。

③新しい人権

1970年代以降、開発途上国などを中心に新しい種類の人権が提案されています。例えば、発展の権利、自決権、平和的生存権、地球規模での安全な環境への権利などがこれにあたります。自由権が第一世代、社会権が第二世代とすれば、これら

の権利は第三世代の人権であるという考え方もあります。戦争や地球環境の悪化により人類の生存自体が困難になれば人権も無意味になることから、第一世代、第二世代の人権の基盤となる人権であるとしています。

日本などにおいても、高度情報化などの社会の変化にともない、プライバシー権や肖像権といった権利が主張されてきています。

あらゆる人に人権を

「世界人権宣言」(1948年)を契機として、人権は、あらゆる人々に普遍的に存在しているという考え方が広がりました。

また、第二次世界大戦以降は、人権の尊重が平和の基盤となるとの認識のも

と、国際連合(以下、「国連」)主導の各種の人権条約などによって、他國の人権状況についての国際的監視が行われるようになってきています。

人権は、もともと国家と個人の問題としてとらえられていました。しかし、最近では、社会に対して大きな影響を与える集団となってきている企業についても、國家と同様にさまざまな人の人権に配慮し尊重する責務があるとする考え方が出てきています。

このように、時代や社会の変化について、人権はさまざまな面で多様な広がりを見せてています。人々の幸せを保障する人権は、人々の生活が変化していく限り、これからもさまざまな広がりを見せていくでしょう。

さてはなき
人権
キーワード

21世紀は「人権の世紀」

日本国憲法第97条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とあります。人権は、もともと存在し認められていたものではなく、人類の長い歴史の流れの中で、人々が命をかけ、多くの試練を乗り越えて獲得してきたものです。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われ

ています。そこには、戦争や環境破壊・汚染を繰り広げた20世紀の経験を踏まえるとともに、これまでの人権をめぐるさまざまな努力を一齊に開花させることにより、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており、すべての国と国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることが期待されています。



3 人権への取組

国際社会における取組

世界人権宣言採択の経緯

20世紀に、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、かつてない人権の侵害や抑圧が横行した経験から、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えが主流になり、国連がつくられました。

その発足に先立ち作られた国連憲章は、「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げています。

そして、1948(昭和23)年12月10日の第3回総会(パリ)において、すべての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」を採択しました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定め、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。法的な拘束力をもつものではありませんが、その主旨が世界各国の憲法や法律に取り入れられ、世界の人々にとって希望と励みの源となっており、この宣言により、人権を守る動きは大きく進んでいます。

世界人権宣言の内容

世界人権宣言は、前文と全30条の条文からなり、だれもが自由であることにより保障される自由権(第1~20条)、参政権(第21条)、国家や地方公共団体の

関与によって保障される社会権(第22~27条)にわけて規定しています。また、第29条では、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う」とし、「他人の権利及び自由を尊重しなければならず、民主的社會における道徳、公の秩序と福祉のため定められた法律の制限に服すべき」と、他者の人権への理解をうたっています。

人権関係諸条約

現在では、人権は、国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が一般的になっています。世界人権宣言が採択された後も、この宣言で規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、多くの条約が国連で採択されています。中でも、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が、1966(昭和41)年の国連総会において全会一致で採択されました。この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。

これに加えて、人種差別撤廃条約や児童の権利条約、障害者権利条約など、国連が中心となり個別の人権保障のための条約が作成されており、日本も、国際的に

重要な役割を果たすことが期待されています。

人権教育のための国連10年

国連には、人権理事会、人権高等弁務官事務所など人権の保障を確保するためのさまざまな機関が設置されています。また、人権に関する諸条約に基づき、締約国における条約の執行状況を監視するために設置された各種委員会(人権条約実施機関)とも連携しています。さらに、国際児童年や国際識字年などの人権に焦点を当てた国際年や国連10年などを定め、国際的な世論の喚起に努めています。

特に、1994(平成6)年の総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることを目標とし、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しました。これを受けて、世界各国では、人権に関する国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が進められてきました。

「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005(平成17)年「人権教育のための世界計画」を開始し、初等中等教育に焦点を当てた第一フェーズ(段階)(2005~2007年・以降2009年まで延長)行動計画も採択されました。その後、2010年から2014年までを「高等教育及びあらゆるレベルの教育・公務員」に、2015年から2019年までを「これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた、第二及び第三フェーズの行動計画が採択されています。

■日本が締結している主な人権関係条約

①国連採択年月日 ②日本の締結年月日

1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約／A規約)
①1966.12.16 ②1979.6.21

2 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約／B規約)
①1966.12.16 ②1979.6.21

3 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)
①1965.12.21 ②1995.12.15

4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)
①1979.12.18 ②1985.6.25

5 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)
①1949.12.2 ②1958.5.1

6 難民の地位に関する条約(難民条約)
①1951.7.28 ②1981.10.3

7 難民の地位に関する議定書
①1967.1.31 ②1982.1.1

8 婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)
①1953.3.31 ②1955.7.13

9 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)
①1984.12.10 ②1999.6.29

10 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
①1989.11.20 ②1994.4.22

11 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
①2000.5.25 ②2004.8.2

12 児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
①2000.5.25 ②2005.1.24

13 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)
①2006.12.20 ②2009.7.23

14 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)
①2006.12.13 ②2014.1.20